

# 令和7年第5回国分寺市農業委員会総会議事録

令和7年5月20日(火)午前9時30分

第5回国分寺市農業委員会総会を市役所会議室201に召集する。

|               |                       |           |           |          |
|---------------|-----------------------|-----------|-----------|----------|
| 出席委員<br>(15名) | 1番 吉野 賢一              | 2番 関田 和雄  | 3番 鈴木 孝幸  | 4番 濱野 周泰 |
|               | 5番 鈴木 秀男              | 6番 草ヶ谷 誠一 | 7番 須崎 忠男  | 8番 平野 孝行 |
| 欠席委員<br>(0名)  | 9番 鈴木 弘子              | 10番 笛田 弥生 | 11番 川窪 光一 | 12番 小柳 弘 |
|               | 13番 中村 秀雄             | 14番 栗原 啓輔 | 15番 本多 佳郎 |          |
| 事務局<br>出席職員   | 係長 井岡 裕輝      係 遠藤 太一 |           |           |          |

## < 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第2号 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 農業委員会視察研修について

協議第2号 農の風景育成地区制度研修会について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 第65回企業的農業経営顕彰事業について

報告第4号 第45回農業後継者顕彰事業について

報告第5号 令和6年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

報告第6号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（鈴木秀男）は令和7年第5回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

- 日程第1      **開会と署名委員指名**  
議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。
- 3番   鈴木 孝幸      4番   濱野 周泰
- 日程第2      **前回会議録の承認**  
事務局提示のとおり前回会議録は承認された。
- 日程第3      **会長等の報告**  
4月22日   農業祭運営委員会（農業委員13名）  
4月22日   都市農政推進協議会・営農対策推進協議会（会長、須崎職務代理、鈴木弘子花卉・果樹部会長、中村野菜・畜産部会長、関田植木部会長）  
5月8日   令和7年度第1回栽培アドバイス会（草ケ谷委員）
- 日程第4      **議案審議**  
**議案第1号      現況が農地である旨の証明書の交付について**  
議長は、議案第1号1番から4番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を本多委員、2番を中村委員、3番を平野委員、4番を草ケ谷委員に現地調査報告を求めた。
- 本多委員      議案第1号1番について、5月8日に鈴木弘子委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、タケノコを栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。本案件については、現況が農地である旨の認定基準に照らし、適正な農地であると考えます。
- 事務局      議案第1号2番について、当該農地では、トウネズミモチの木という外来種が生えており、柚子の木の成長を阻害しているという意見があった。所有者と話し合い、生産緑地に追加される令和8年1月1日までに伐採する旨を確認している。それを踏まえて、審議願いたい。
- 中村委員      議案第1号2番について、5月9日に鈴木孝幸委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、タケノコ・ふきのとう等の野菜類のほか、柚子を栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。本案件については、現況が農地である旨の認定基準に照らし、適正な農地であると考えます。
- 濱野委員      農地として認定することは問題ないが、今後生産緑地の追加指定を行うことについて意見を述べたい。当日現地調査の際に所有者に栽培計画を聞いたが、今後適正に管理できるか疑問である。作付計画書及びほ場の利用計画図を作成いただいてはどうか。
- 議長      作付計画書及びほ場の利用計画図を作成することについて、意見はあるか。
- 中村委員      生産緑地の追加指定に当たっては、一定の措置をお願いする必要があると考えます。
- 事務局      現況が農地である旨の認定基準について問題ないのであれば、今回証明書を発行し、生産緑地追加指定に係る審議までに作付計画書及びほ場の利用計画図を作成いただくことでよいか。

議 長 異議はないか。（異議なし）

平野委員 議案第1号3番について、5月9日に須崎会長職務代理、笛田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ハイビスカス・ブルーサルビア等の花卉類のほか、ブルーベリーを栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。本案件については、現況が農地である旨の認定基準に照らし、適正な農地であると考えます。

草ヶ谷委員 議案第1号4番について、5月9日に鈴木会長、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、アジサイ・シャクヤク等の花卉類のほか、渋柿を栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。本案件については、現況が農地である旨の認定基準に照らし、適正な農地であると考えます。

議 長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番から4番について全員一致で承認とする。

## 議案第2号 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について

議長は、議案第2号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、関田委員に現地調査報告を求めた。

関田委員 議案第2号1番について、5月9日に吉野委員、川窪委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、サツマイモを栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。

議 長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

## 議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第3号1番から4番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を川窪委員、2番を吉野委員、3番を笛田委員、4番を栗原委員に現地調査報告を求めた。

川窪委員 議案第3号1番について、5月9日に吉野委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。新町の農地では、シシトウ・ハナミズキ等の植木類が、並木町の農地では、ハナミズキ・ヤマボウシ等の植木類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

吉野委員 議案第3号2番について、5月9日に川窪委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ジャガイモ・ネギ等の野菜類のほか、ブルーベリー・ミカン等の果樹類を栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。

笛田委員 議案第3号3番について、5月9日に須崎会長職務代理、平野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、キュウリ・ジャガイモ等の野菜類のほか、ムギが栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

栗原委員 議案第3号4番について、5月9日に鈴木会長、草ヶ谷委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、ツツジ・ハナミズキ等の植木類のほか、タケノコ・ジャガイモ等の野菜類を栽培しており、全て適切に肥培管理されていた。

議 長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番から4番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項  
協議第1号 農業委員会視察研修について

事務局 議長は協議第1号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。  
8月20日で打診していたが、国立市農業委員会側が難しいとのことで、あちらの総会日である8月27日で検討している。この日程以外で候補日があれば、また調整したい。

内容としては、①女性新規就農者との意見交換及び農地の視察、②農家開設型市民農園に関する意見交換及び市民農園の視察、③農業者間貸借におけるマッチングに関する意見交換の3つで考えている。②については調整が難航している。

本日は、日時、研修内容、タイムスケジュールについて協議願いたい。

議 長 まずは日時について、恐らくあちらの総会後の午後になることが予想される。8月27日に国分寺市役所を13時発で打診する旨、問題ないか。（異議なし）

続いて研修内容について、協議したい。何か意見はあるか。

中村委員 農家開設型市民農園に関する意見交換及び市民農園の視察が難航しているのはなぜか。

事務局 農園の園主が体調不良により、受入れが難しいとのことである。

中村委員 農園の視察ができなくても国立市農業委員会として、農家開設型市民農園に関してどのような考えを持っているか、どのような施策を行っているのかを聞くことができればと考える。

草ヶ谷委員 見学できないとしても写真を提示してもらうことはできないか。

事務局 総会後に国立市農業委員会に打診しようと思う。

笛田委員 視察できない場所についてもバスで通過すれば少しでも見ることができると考える。

議 長 道幅が問題なければ、バスでの通過も視野に入れる。ほかに研修内容について意見はないか。

栗原委員 国立市農業委員会にどのような取組をしているか聞くのも一つである。

事務局 今回協議いただいた内容を踏まえ、国立市農業委員会と相談する。

協議第2号 農の風景育成地区制度研修会について

事務局 議長は協議第2号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。

事務局 前回の総会で意見いただいた農の風景育成地区制度について、制度の概要、メリット及び注意点等を学び、制度の効果を検証するための研修会を開催したいと考えている。

日程は、令和7年6月20日（金）定期総会終了後の13時30分からで、講師に東京都都市整備局の担当者をお呼びする。研修内容は、事務局案として、制度の概要について、制度を取り入れる際のメリ

ット・注意点、実際に取り入れている自治体の状況、質疑応答・意見交換で考えている。

本日は、研修会の内容、タイムスケジュールについて協議願いたい。

議 長  
中村委員

制度の内容を提案者の中村委員から簡単に説明いただけるか。

早速研修会を企画いただき、感謝申し上げたい。

この制度は東京都の都市整備局が作っているもので、農的な環境を未来に残していくことを目的としている。

生産緑地に指定されたとしても多くの場合は、売却されて宅地化していくことがほとんどである。この制度を使用すれば、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用することができる。公園として行政が買収できる。そうならば、国分寺市の予算だけでなく、東京都の補助が入ってくる仕組みになる。国分寺市が単独で全ての予算を要して買収しなくてよくなるので、買いやすくなる。

この制度を導入することにより、今の生産緑地の制度だけで運用していくよりも農的な環境を存続させることができるのではないかと期待している。

議 長

それでは、検討事項について話し合いたい。

研修内容について、事務局案で問題ないか。（異議なし）

タイムスケジュールについては、制度についての説明を90分で質疑応答・意見交換を30分で問題ないか。（異議なし）

## ○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第1号について、事務局より資料を基に3件報告した。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第2号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第3号 第65回企業的農業経営顕彰事業について  
報告第3号について、事務局より資料を基に報告し、令和7年6月6日を推薦期日とし、委員へ推薦を依頼した。

報告第4号 第45回農業後継者顕彰事業について  
報告第4号について、事務局より資料を基に報告し、令和7年6月6日を推薦期日とし、委員へ推薦を依頼した。

報告第5号 令和6年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について  
昨年度、目標設定を行った最適化活動の点検と評価について、当市は遊休農地がなく、新たに発生もしていない。また、活動記録カードから委員の活動日数を割り出して記載した。これについて、東京都へ提出する旨及び当該記載事項を公表する義務があるため、市ホームページに掲載することを報告した。

報告第 6 号 今後の日程について

報告第 6 号について、事務局より資料を基に報告した。

○ 日程第 7 その他

議 長 令和 7 年第 6 回農業委員会総会は、6 月 20 日(金)午前 9 時 30 分  
国分寺市役所会議室 201 にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 20 日  
国分寺市農業委員会  
会長 鈴木 秀男

署名委員

署名委員